

【重点地区】 城下町景観形成地域

城下町景観形成地域は、以下の6つの地区に分類し、それぞれの地区で景観形成基準を定めています。(別図 3:地域・地区区分図参照)

地域名	地区名
城下町景観形成地域	1. 内町地区(うちまち)
	2. 外町地区(そとまち)
	3. 駅前お城通り地区
	4. 駅西周辺地区
	5. 旧城下町周辺地区
	6. 芹川周辺地区

■景観形成基準

	1 内町地区(うちまち)	2 外町地区(そとまち)
地区の概要	●旧上・下魚屋町あたりなどでは、1階に出格子、2階に格子窓、卯建または袖壁などをつけた切妻平入りの伝統的様式の町家が比較的良く残っており、これらが軒を連ねて向かい合い当時のまちなみのようすを彷彿とさせている。また、明治期から戦前のものなど伝統的様式を持った建築物も多く残っている。 ●徐々に新しい様式、素材の建築物に更新され、空地も散在して見られるなど、旧城下町全体にわたり、これまで引き継いできた歴史的連続性や、かつてのまちなみとしての一体感が失われつつある。	●旧善利組あたりでは、足軽組屋敷の整然とした屋敷割が踏襲され、幅員の狭い道路に面して簡単な木戸門と塀を構え、人間的スケールで落着きのある佇まいを良くとどめている。 ●芹川近くの旧城下町と中山道を結ぶ旧彦根道は、城下町特有の道路形態の一つである屈折が連続することから「七曲がり」と呼ばれている。道筋沿いには、町人町が形成され、伝統的工芸品として国の認定を受けた「彦根仏壇」は、この地で起こった地場産業で、今も仏壇店が集まっている。 ●旧上河原町、袋町、柳町、外船町などでは、伝統的様式の町家が並ぶまちなみがあり、旧状を良くとどめているが、一部これらと不調和な建築物や屋外広告物などが見られる。
景観形成の指針	①歴史的資源の保全・活用を図る。 ●指定文化財のほか、伝統的な町家や社寺などは、保全・修復に努め、まちなみ形成の拠点的な資源として生かしていく。 ●伝統的な建築物など、可能なものについては、機能面においても現代生活に適應する多様な活用の仕方を考慮する。 ②町割りを保全・活用する。	

		1 内町地区(うちまち)	2 外町地区(そとまち)
		● 基盤型を基調に「どんつき」などの特色を有する城下町特有の町割りを保全する。 ● 足軽組屋敷が残る地区など、細街路に囲まれたところでは、歴史的環境の保全と生活環境の改善との調整に十分留意する。 ● 社寺の境内地は、散策や憩いの空間として開放し活用する。 ③建築物などの調和のとれたまちなみを形成する。 ● 住宅などの新築や改築に際しては、歴史文化的環境にふさわしいまちなみ形成のため、旧城下町の各地区の特性に応じて、建築物や門、塀などの形態、色彩、素材などについて配慮する。 ● 伝統的な町家などが比較的良くまとまって残る地区では、これらの積極的保全・修復ならびに住宅などの新築に際して、伝統的様式を継承することなどにより連続的なまちなみの再生に努める。 ● 商業地の再開発などは、伝統的様式を継承することなどにより、旧城下町にふさわしいまちなみの形成に努める。 ● 公共的な建築物などは、景観面の積極的な取組を進め、景観形成の先導的役割を果たす。 ● 景観を阻害する屋外広告物などの要素を適切に改善・調整する。 ④快適な歩行者空間を創出する。 ● 「ひこね共創ビジョン」の実現に向け、公共空間の利活用を中心にまちの魅力向上の取組を推進する。 ● 旧城下町にふさわしい路面舗装の改善ならびに案内サインなどの設置を行う。 ● 地区内の区画道路などは、交通規制と併せ歩車共存化に努める。 ● 電柱、架線は、できる限り無電柱化に努める。	
建築物の新築、増改築、外観を変更する修繕等	眺望	● 別図5(彦根城の眺望景観図)に示す視点場から彦根城(彦根山および天守等)の眺望を阻害しないよう建築物の配置、規模および高さについて配慮すること。(※1)	
	位置	● 敷地内の建築物および工作物の規模を勘案して、釣り合い良く配置すること。 ● 伝統的な町家などが比較的良くまとまって残る地区では、壁面線を揃え、まちなみの連続性に配慮すること。やむを得ず建築物が道路より大きく後退する場合は、塀等を設置するなど、まちなみの連続性に配慮すること。 ● 風致地区内では、規定されている外壁面の後退を確保すること。	
	高さ	● 住居系において建築物の高さは、12m以下とすること。(社寺等の伝統的様式による建築物は除く。) ● 商業系、工業系において建築物の高さは、15m以下とすること。(社寺等の伝統的様式による建築物は除く。) ● 一部、市道大東船町線沿いの駅西周辺地区との隣接地および県道彦根港彦根停車場線沿いの駅前お城通り地区との隣接地においては20m以下とすること。(別図4:高さ基準図) ● 別図3(地域・地区区分図)に示すア～テの道路界から建築敷地10m以内における建築物の高さは、10m以下とすること。 ● 高さの最高限度を超えての建築計画は、原則不可とする。ただし、建築物が主要な眺望景観および彦根城からの俯瞰景観に著しく影響がなく、旧城下町の風情ある景観と調和した形態・意匠および色彩であるもの、かつ、次の各号のいずれかに該当する建築物は、この限りでない。なお、該当の計画は、景観影響調査を実施し、彦根市景観審議会の意見を聴くものとする。 【建築物】 (1) 公共、公益上の建築物でやむを得ないもの。	

		1 内町地区(うちまち)	2 外町地区(そとまち)																				
		(2) 勾配屋根を有する建築物の屋根部分で、景観上の配慮がされており、環境上支障がないもの。(高さの最高限度に2mを加えた高さを緩和の上限) (3) 景観計画(R7)の基準時における敷地内(同一敷地)において、基準時の高さを超えない範囲で行う、同一用途の再度の新築で敷地形状からやむを得ないと認められるもの。																					
	形態・意匠	● 地区のもつ歴史性をふまえた和風建築の形態・意匠を基調とすること。 ● 建築物の屋根は、和風建築を基本とした勾配屋根(3～5寸勾配)とし、適度な軒の出を有し、水平線を強調すること。 ● 勾配屋根は、切妻、入母屋を基本とし、寄棟、方形、招きまたはこれらをイメージする形態であること。ただし、大規模な建築物などこれにより難しい場合は、勾配屋根をイメージする形態のもと、適度な軒の出を設けるなど、水平線を強調した形態とすること。また、中高層建築物では、低層部に庇等を設けるなど、地区の風情と調和したものとする。 ● 勾配屋根は、平面の過半以上を覆う屋根とすること。 ● 屋根、壁面、開口部等の意匠では、威圧感、圧迫感、違和感を与えない意匠とすること。 ● 大規模な建築物は、平滑な大壁面が生じないように、屋根、壁面、開口部等の意匠を工夫し、威圧感および圧迫感を軽減するよう努めること。 ● 道路に面し、外付けのバルコニー、物干し台、屋外階段等を設ける場合は、建物本体や周辺の景観に調和するよう木製格子などの修景措置を工夫すること。 ● 室外に設ける設備は、公共空間から目立たない位置に設けるか、木製格子などの修景措置を工夫すること。 ● 別図3(地域・地区区分図)に示すア～テの道路界から建築敷地10m以内は、4～5寸勾配の勾配屋根を設け、適度な軒の出を有し、水平線を強調すること。城下町の伝統をできる限り継承するため、切妻平入、軒庇、格子窓の再生に努めること。 ● 戸建て住宅や中高層建築物の低層部については、伝統的デザインを積極的に取り入れるよう工夫すること。 ● 塔屋は、建築物の意匠と一体的に考えるなど、調和のとれたすっきりとしたものとする。 ● 物置および車庫等の附属建築物等を建築する場合、主たる建築物が勾配屋根で形成され、かつ、その附属建築物が主たる建築物より小さい場合にあっては、附属建築物の勾配屋根の規定について適用除外とする。この場合にあっては、配置や植栽など修景措置を工夫すること。																					
	色彩	● 基調となる色は、落ち着いた色彩とし、周辺景観との調和を図ること。 ● 外壁は、自然素材がもつ色を基調とすること。 ● 屋根および外壁の基調色は、マンセル表色系において次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>色相</th><th>明度</th><th>彩度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">屋根の色彩</td><td>5R～5Y</td><td>2～6</td><td>1以下</td></tr> <tr> <td>N(無彩色)</td><td>2～6</td><td>—</td></tr> <tr> <td rowspan="3">外壁の色彩</td><td>5R～10R</td><td>2～3</td><td>3以下</td></tr> <tr> <td>YR～5Y</td><td>2～6</td><td>3以下</td></tr> <tr> <td>N(無彩色)</td><td>2～9</td><td>—</td></tr> </tbody> </table> ※漆喰、ペンガラ等の自然素材を使用する場合は、この限りでない。 ※全色相において彩度1未満の場合は、無彩色(N)の明度基準に準じる。			色相	明度	彩度	屋根の色彩	5R～5Y	2～6	1以下	N(無彩色)	2～6	—	外壁の色彩	5R～10R	2～3	3以下	YR～5Y	2～6	3以下	N(無彩色)	2～9
	色相	明度	彩度																				
屋根の色彩	5R～5Y	2～6	1以下																				
	N(無彩色)	2～6	—																				
外壁の色彩	5R～10R	2～3	3以下																				
	YR～5Y	2～6	3以下																				
	N(無彩色)	2～9	—																				

		1 内町地区(うちまち)	2 外町地区(そとまち)
		● 大規模な建築物は、圧迫感を軽減するため、3 階以上の上層階の外壁に低明度色の使用を避けること。 ● 各壁面の見付面積の 1/20 未満について、商業地のにぎわいなどの創出を目的に基調色のマンセル値以外の色彩をアクセント色として使用することができる。ただし、アクセント色は、2色以下とし、高さ15mを超える部分には、できる限り使用しないこと。アクセント色を使用する場合は、周辺における歴史的な建築物などとの調和に配慮すること。 ● 色彩を組み合わせる場合は、建築物に落ち着きを持たせるため、その性質を十分考慮し、複数の色彩を使用することを避け、明度差を小さくすること。 ● 建築物に付属する携帯基地局は、建築物と調和する色彩を用いること。	
	素材	● 屋根は、和風感のある日本瓦またはこれと同等の風情を有するものとする。ただし、銅板葺きなどにあつては、周辺の建築物に調和するよう配慮すること。 ● 外壁は、城下町の伝統的な様式の建築物と同様な木材、土、石材などの自然素材を用いること。これにより難しい場合は、これらに模した素材とするか、周囲を緑化するなど修景措置を図ること。 ● 屋根や壁面などでは、冷たさを感じさせる素材、反射光のある素材を大部分にわたって使用することを避けること。	
敷地の緑化措置		● 敷地内の前庭には、適度な緑を確保すること。 ● 緑化率は、敷地面積(敷地面積150㎡未満は除く。)の15%以上とすること。ただし、建蔽率が80%の地域にあつては、敷地面積の10%以上とすること。 ● 風致地区内では、規定されている緑化率を確保すること。 ● 旧城下町の景観を考慮し、周辺環境と調和した樹種とすること。 ● 樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。	
工作物(門、柵、塀)の新設、増改築、外観を変更する修繕等		● 周辺の景観に威圧感、圧迫感を与えない高さ、意匠とすること。 ● 落ち着いた色彩で周辺景観および建築物との調和が得られるものとする。 ● 外観部は、樹木(生垣)、木材、石材等の自然素材を用いること。これにより難しい場合は、これに模した素材とすること。 ● 別図3(地域・地区区分図)に示すイ、ケ通り沿いは武家屋敷の伝統的な形態・意匠である土塀、伝統的な素材の垣根を基本とすること。	
その他工作物の新設、増改築、外観を変更する修繕等		● 視点場から彦根城(彦根山および天守等)の眺望ならびに彦根城からの眺望を阻害しない配置、規模および高さとする。 ● 周辺の景観に威圧感、圧迫感を与えない高さ、意匠とすること。 ● すっきりとした形態および意匠とし、周辺景観や建物本体と調和する落ち着いた低彩度色とすること。 ● 単独で携帯基地局の工作物を設置する場合の色彩は、周辺景観や背景と調和する落ち着いた低彩度色とすること。 ● 金属製や光沢のあるものは、公共空間から目立たない位置に設けるか、樹木や和風感のある塀により必要に応じ修景措置を工夫すること。 ● 付属施設は、建築物の意匠と一体的にするなど、周辺との調和に配慮すること。 ● その他の主な工作物については、「3」 その他の主な工作物に関する景観形成基準」によること。	
土地の区画形質の変更		● のり面は、緑化措置(芝、低木などの植栽)を図ること。	

	1 内町地区(うちまち)	2 外町地区(そとまち)
	● やむを得ず擁壁等の構造物を設ける場合は、必要最小限とし、石材等の自然素材やこれに模したものを基調とすること。	
鉱物の掘採または土石類の採取	● 道路その他の公共の場から容易に望見できないよう植栽または塀などで遮へい措置を図ること。 ● 跡地の整正を行うとともに、緑化措置(芝、低木または中高木の植栽)を図ること。	
木竹の伐採	● 木竹の伐採は、可能な限り小規模にすること。 ● 樹木の樹種、樹齢、樹形等の価値を調査し、木竹の伐採を検討すること。 ● 高さ10m以上または枝張り10m以上の樹木は、できる限り伐採しないこと。 ● 伐採を行った場合は、その周辺景観を良好に維持できるよう代替措置を図ること。	
屋外における土石、廃棄物、その他の物件の堆積	● 道路その他の公共の場から容易に望見できない位置に集積または貯蔵すること。または、敷地外周部などに植栽などの修景措置を図ること。	
水面の埋立て、または干拓	● 護岸は、できる限り石材等の自然素材を用いること。 ● のり面が生じる場合は、芝、低木および中高木の植栽等の緑化措置を図ること。	
太陽光発電設備	● 太陽光発電設備(ソーラーパネル)は、「4) 太陽光発電設備の景観形成基準」にて、建築物と一体となるもの、建築物に付帯するもの、土地に自立して設置するもの(平面型、支柱型)の別に基準を示しているため、その基準によること。	

(※1)視点場から眺望対象の範囲の内にある敷地で建築計画の予定がある場合は、視点場から彦根城(彦根山および天守等)の眺望を阻害しない建築物高さであるか調査すること。

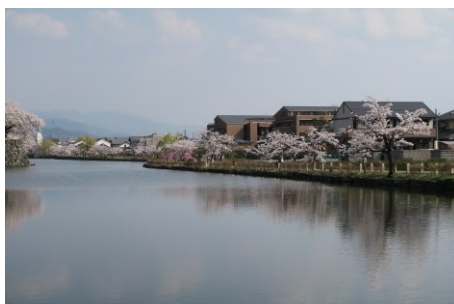
内町地区



旧城下町の
まちなみ



夢京橋
キャッスル
ロードの
まちなみ



中堀沿い
の風景

外町地区



旧城下町の
まちなみ



幹線道路沿い
の風景



旧城下町の
風情と調和
する勾配の
ある屋根の
風景(内町・
外町)

■景観形成基準

		3 駅前お城通り地区	4 駅西周辺地区
地区の概要		- 彦根の玄関口である彦根駅と彦根城を結ぶ駅前お城通りを軸とし、沿道には市役所やオフィスビルなどが建ち並び、現代的なまちなみが形成されている。 - 彦根駅の橋上駅舎や、駅前お城通りの歩道の一部から、彦根城天守を望むことができる。	彦根駅附近土地区画整理事業で整備された市街地であり、商業・業務施設が集積しているとともに高層のマンションも見られるなど、彦根の玄関口として、現代的なまちなみが形成されている。
景観形成の指針		①歴史的資源の保全・活用を図る。 - 彦根城への玄関口として、彦根城を望む良好な景観の形成に努める。 ②建築物などの調和のとれたまちなみを形成する。 - 商業地の再開発などにあつては、伝統的様式を継承することなどにより、旧城下町にふさわしいまちなみの形成に努める。 - 公共的な建築物などは、景観面の積極的な取組を進め、景観形成の先導的役割を果たす。 - 景観を阻害する屋外広告物などの要素を適切に改善・調整する。 ③快適な歩行者空間を創出する。 「ひこね共創ビジョン」の実現に向け、公共空間の利活用を中心にまちの魅力向上の取組を推進する。 - 旧城下町にふさわしい路面舗装の改善ならびに案内サインなどの設置を行う。 - 地区内の区画道路などは、交通規制と併せ歩車共存化に努める。 - 電柱、架線は、できる限り無電柱化に努める。	
建築物の新築、増改築、外観を変更する修繕等	眺望	別図5(彦根城の眺望景観図)に示す視点場から彦根城(彦根山および天守等)の眺望を阻害しないよう建築物の配置、規模および高さに配慮すること。(※1)	
	位置	- 敷地内の建築物および工作物の規模を勘案して、釣り合い良く配置すること。 - できる限り壁面線を揃え、まちなみの連続性に配慮すること。やむを得ず建築物が後退する場合は、塀等の設置や緑化に努めるなど、まちなみの連続性と調和に配慮すること。	
	高さ	建築物の高さは、20m以下とすること。(社寺等の伝統的様式による建築物は除く。)	建築物の高さは、30m以下とすること。(社寺等の伝統的様式による建築物は除く。) ●高さの最高限度を超えての建築計画は、原則不可とする。ただし、建築物が主要な眺望景観および彦根城からの俯瞰景観に著しく影響がなく、旧城下町の風情ある景観と調和した形態・意匠および色彩であるもの、かつ、次の各号のいずれかに該当する建築物は、この限りでない。なお、該当の計画は、景観影響調査を実施し、彦根市景観審議会の意見を聴くものとする。 【建築物】 (1) 公共、公益上の建築物でやむを得ないもの。 (2) 勾配屋根を有する建築物の屋根部分で、景観上の配慮がされており、環境上支障がないもの。(高さの最高限度に2mを加えた高さを緩和の上限) (3) 景観計画(R7)の基準時における敷地内(同一敷地)において、基準時の高さを超えない範囲で行う、同一用途の再度の新築で敷地形状からやむを得ないと認められるもの。

		3 駅前お城通り地区	4 駅西周辺地区																									
	形態・意匠	● 地域のもつ歴史性をふまえた和風建築の形態・意匠を勘案して、全体的にまとまりのある形態とすること。 ● 高さ12m以下の建築物の屋根は、和風建築を基本とした勾配屋根(3～5寸勾配)とすること。12mを超える高さの建築物についてもできる限り勾配屋根とすること。 ● 勾配屋根は、切妻、入母屋を基本とし、寄棟、方形、招きまたはこれらをイメージする形態であること。ただし、大規模な建築物などこれにより難しい場合は、勾配屋根をイメージする形態のもと、適度な軒の出を設けるなど、水平線を強調した形態とすること。また、中高層建築物では、低層部に庇等を設けるなど、地区の風情と調和したものとする。 ● 勾配屋根は、平面の過半以上を覆う屋根とすること。 ● 現代的な様式の建築物で形成された地区にあっては、周辺景観との調和が図れるよう形態・意匠を工夫すること。 ● 戸建て住宅や中高層建築物の低層部では、伝統的デザインを積極的に取り入れるよう工夫すること。 ● 大規模な建築物は、平滑な大壁面が生じないよう、屋根、壁面、開口部等の意匠を工夫し、威圧感および圧迫感を軽減する意匠とすること。 ● 室外に設ける設備は、公共空間から目立たない位置に設けるか、格子、ルーバーまたは植栽などによる修景措置を工夫すること。 ● 塔屋は、建築物の意匠と一体的に考えるなど、調和のとれたすっきりとしたものとする。 ● 物置および車庫等の附属建築物等を建築する場合、主たる建築物が勾配屋根で形成され、かつ、その附属建築物が主たる建築物より小さい場合にあっては、附属建築物の勾配屋根の規定について適用除外とする。この場合にあっては、配置や植栽など修景措置を工夫すること。																										
	色彩	● 基調となる色は、落ち着いた色彩とし、周辺景観との調和を図ること。 ● 屋根および外壁の基調色は、マンセル表色系において次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>色相</th><th>明度</th><th>彩度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">屋根の色彩</td><td>5R～5Y</td><td>2～6</td><td>1以下</td></tr> <tr> <td>N(無彩色)</td><td>2～6</td><td>—</td></tr> <tr> <td rowspan="5">外壁の色彩</td><td rowspan="2">5R～10R</td><td>2～3</td><td>4以下</td></tr> <tr> <td>4～8</td><td>2以下</td></tr> <tr> <td>YR～5Y</td><td>2～8</td><td>4以下</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>2～8</td><td>1以下</td></tr> <tr> <td>N(無彩色)</td><td>2～9</td><td>—</td></tr> </tbody> </table> ※漆喰、べんがら等の自然素材を使用する場合は、この限りでない。 ※全色相において彩度1未満の場合は、無彩色(N)の明度基準に準じる。 ● 大規模な建築物は、圧迫感を軽減するため、3階以上の上層階の外壁に低明度色の使用を避けること。 ● 各壁面の見付面積の 1/20 未満について、商業地のにぎわいなどの創出を目的に基調色のマンセル値以外の色彩をアクセント色として使用することができる。ただし、アクセント色は、2色以下とし、高さ15mを超える部分には、できる限り使用しないこと。アクセント色を使用する場合は、周辺における歴史的な建築物などとの調和に配慮すること。			色相	明度	彩度	屋根の色彩	5R～5Y	2～6	1以下	N(無彩色)	2～6	—	外壁の色彩	5R～10R	2～3	4以下	4～8	2以下	YR～5Y	2～8	4以下	その他	2～8	1以下	N(無彩色)	2～9
	色相	明度	彩度																									
屋根の色彩	5R～5Y	2～6	1以下																									
	N(無彩色)	2～6	—																									
外壁の色彩	5R～10R	2～3	4以下																									
		4～8	2以下																									
	YR～5Y	2～8	4以下																									
	その他	2～8	1以下																									
	N(無彩色)	2～9	—																									

		3 駅前お城通り地区	4 駅西周辺地区
		● 色彩を組み合わせる場合は、建築物に落ち着きを持たせるため、その性質を十分考慮し、複数の色彩を使用することを避け、明度差を小さくすること。 ● 建築物に付属する携帯基地局は、建築物と調和する色彩を用いること。	
	素材	● 屋根は、和風感のある日本瓦またはこれと同等の風情を有するものとする。ただし、鋼板葺きなどにあつては、周辺の建築物に調和するよう配慮すること。 ● 外壁は、旧城下町の景観に馴染む木材、土、石材等の自然素材やこれに模した素材を積極的に用いるよう工夫すること。 ● 屋根や壁面などでは、冷たさを感じさせる素材、反射光のある素材を大部分にわたって使用することを避けること。	
敷地の緑化措置		● 敷地内の空地には、できる限り多くの緑量を有する緑化措置を図ること。 ● 道路に面する空地は、中高木や生垣による緑化に努めること。 ● 緑化率は、敷地面積(敷地面積150㎡未満は除く。)の15%以上とすること。ただし、建蔽率が80%の地域にあつては、敷地面積の10%以上とすること。 ● 旧城下町の景観を考慮し、周辺環境と調和した樹種とすること。	
工作物(門、柵、塀)の新設、増改築、外観を変更する修繕等		● 周辺の景観に威圧感、圧迫感を与えない高さ、意匠とすること。 ● 落ち着いた色彩で周辺景観および建築物との調和が得られるものとする。 ● 外観部は、樹木(生垣)、木材、石材等の自然素材やこれに模した素材を積極的に取り入れるよう工夫すること。	
その他工作物の新設、増改築、外観を変更する修繕等		● 視点場から彦根城(彦根山および天守等)の眺望ならびに彦根城からの眺望を阻害しない配置、規模および高さとする。 ● 周辺の景観に威圧感、圧迫感を与えない高さ、意匠とすること。 ● すっきりとした形態および意匠とし、周辺景観や建物本体と調和する落ち着いた低彩度色とすること。 ● 単独で携帯基地局の工作物を設置する場合の色彩は、周辺景観や背景と調和する落ち着いた低彩度色とすること。 ● 樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。 ● 金属製や光沢のあるものは、公共空間から目立たない位置に設けるか、樹木や和風感のある塀により必要に応じ修景措置を工夫すること。 ● 付属施設は、建築物の意匠と一体的にするなど、周辺との調和に配慮すること。 ● その他の主な工作物は、「3) その他の主な工作物に関する景観形成基準」によること。	
土地の区画形質の変更		● のり面は、緑化措置(芝、低木などの植栽)を図ること。 ● やむを得ず擁壁等の構造物を設ける場合は、必要最小限とし、石材等の自然素材やこれに模したものを基調とすること。	
鉱物の掘採または土石類の採取		● 道路その他の公共の場から容易に望見できないよう植栽または塀などで遮へい措置を図ること。 ● 跡地の整正を行うとともに、緑化措置(芝、低木または中高木の植栽)を図ること。	
木竹の伐採		● 木竹の伐採は、可能な限り小規模にすること。 ● 樹木の樹種、樹齢、樹形等の価値を調査し、木竹の伐採を検討すること。 ● 高さ10m以上または枝張り10m以上の樹木は、できる限り伐採しないこと。 ● 伐採を行った場合は、その周辺景観を良好に維持できるよう代替措置を図ること。	

	3 駅前お城通り地区	4 駅西周辺地区
屋外における土石、廃棄物、その他の物件の堆積	●道路その他の公共の場から容易に望見できない位置に集積または貯蔵すること。または、敷地外周部などに植栽等の修景措置を図ること。	
水面の埋立て、または干拓	●護岸は、できる限り石材等の自然素材を用いること。 ●のり面が生じる場合は、芝、低木および中高木の植栽等の緑化措置を図ること。	
太陽光発電設備	●太陽光発電設備(ソーラーパネル)は、「4) 太陽光発電設備の景観形成基準」にて、建築物と一体となるもの、建築物に付帯するもの、土地に自立して設置するもの(平面型、支柱型)の別に基準を示しているため、その基準によること。	

(※1)視点場から眺望対象の範囲の内にある敷地で建築計画の予定がある場合は、視点場から彦根城(彦根山および天守等)の眺望を阻害しない建築物高さであるか調査すること。

駅前お城通り地区



彦根駅前
付近の
まちなみ

駅西周辺地区



旭町付近
のまちなみ



市役所前
付近の
まちなみ



大東町付近
のまちなみ



護国神社前
交差点付近
のまちなみ



大東町付近
のまちなみ

■景観形成基準

		5 旧城下町周辺地区	6 芹川周辺地区
地区の概要		●彦根駅西周辺地区に隣接し、かつ、旧城下町の外縁部に位置している。 ●地区内には、パルプ工場などの工業系施設が多く、一部に住宅などが混在して見られる。工場の敷地は、閉鎖的なコンクリートブロック塀などに囲まれ、敷地内では緑化が図られているものの不十分で、建築物の形態、材質などの面からも、殺風景な印象を与えている。	●琵琶湖や芹川に近接し、かつ、旧城下町の外縁部に位置している。 ●地区内の繊維工場跡地や田畑などは、戸建ての分譲住宅地が形成されるなど、落ち着いた新しいまちが形成されている。
景観形成の指針		①建築物などの調和のとれたまちなみを形成する。 ●住宅などの新築や改築に際しては、歴史文化的環境にふさわしいまちなみを形成するため、各地区の特性に応じて、建築物や門、塀などの形態、色彩、素材などについて配慮する。 ●公共的な建築物などは、景観面の積極的な取組を進め、景観形成の先導的役割を果たす。 ●景観を阻害する屋外広告物などの要素を適切に改善・調整する。 ②快適な歩行者空間を創出する。 ●旧城下町にふさわしい路面舗装の改善ならびに案内サインなどの設置を行う。 ●地区内の区画道路などは、交通規制と併せ歩車共存化に努める。 ●電柱、架線は、できる限り無電柱化に努める。	
建築物の新築、増改築、外観を変更する修繕等	眺望	●別図5(彦根城の眺望景観図)に示す視点場から彦根城(彦根山および天守等)の眺望を阻害しないよう建築物の配置、規模および高さに配慮すること。(※1)	
	位置	●敷地内の建築物および工作物の規模を勘案して、釣り合い良く配置すること。 ●できる限り壁面線を揃え、まちなみの連続性に配慮すること。やむを得ず建築物が道路より大きく後退する場合は、塀等の設置や緑化に努めるなどまちなみの連続性と調和に配慮すること。	●建築物の外壁面は、河川から2m以上後退すること。ただし、河川や主要道路に面して建築物が連たんしている地区において、周辺の建築物の配置状況に勘案し、景観形成上支障がない場合は、この限りでない。また、次のいずれかに該当する物置、車庫等については、この限りでない。 (1) 軒の高さ 2.3m以下かつ床面積 5.0㎡以下のもの (2) 壁面のない簡易なもの
		●住居系において建築物の高さは、12m以下とすること。(社寺等の伝統的様式による建築物は除く。) ●工業系において建築物の高さは、15m以下とすること。(社寺等の伝統的様式による建築物は除く。)	●住居系において建築物の高さは、12m以下とすること。(社寺等の伝統的様式による建築物は除く。) ●商業系において建築物の高さは、15m以下とすること。(社寺等の伝統的様式による建築物は除く。)
	高さ	●高さの最高限度を超えての建築計画は、原則不可とする。ただし、建築物が主要な眺望景観および彦根城からの俯瞰景観に著しく影響がなく、旧城下町の風情ある景観と調和した形態・意匠および色彩であるもの、かつ、次の各号のいずれかに該当す	

		5 旧城下町周辺地区	6 芹川周辺地区																																																	
		る建築物は、この限りでない。なお、該当の計画は、景観影響調査を実施し、彦根市景観審議会の意見を聴くものとする。 【建築物】 (1) 公共、公益上の建築物でやむを得ないもの。 (2) 勾配屋根を有する建築物の屋根部分で、景観上の配慮がされており、環境上支障がないもの。(高さの最高限度に2mを加えた高さを緩和の上限) (3) 景観計画(R7)の基準時における敷地内(同一敷地)において、基準時の高さを超えない範囲で行う、同一用途の再度の新築で敷地形状からやむを得ないと認められるもの。																																																		
	形態・意匠	● 地域のもつ歴史性をふまえた和風建築の形態・意匠を勘案して、全体的にまとまりのある形態とすること。 ● 高さ12m以下の建築物の屋根は、和風建築を基本とした勾配屋根(3～5寸勾配)とすること。12mを超える高さの建築物についてもできる限り勾配屋根とすること。 ● 勾配屋根は、切妻、入母屋を基本とし、寄棟、方形、招きまたはこれらをイメージする形態であること。ただし、大規模な建築物などこれにより難しい場合は、勾配屋根をイメージする形態のもと、適度な軒の出を設けるなど、水平線を強調した形態とすること。また、中高層建築物では、低層部に庇等を設けるなど、地区の風情と調和したものとすること。 ● 勾配屋根は、平面の過半以上を覆う屋根とすること。 ● 現代的な様式の建築物で形成された地区にあっては、周辺景観との調和が図れるよう形態・意匠を工夫すること。 ● 戸建て住宅や中高層建築物の低層部については、伝統的デザインを積極的に取り入れるよう工夫すること。 ● 大規模な建築物は、平滑な大壁面が生じないよう、屋根、壁面、開口部等の意匠を工夫し、威圧感および圧迫感を軽減するよう努めること。 ● 室外に設ける設備は、公共空間から目立たない位置に設けるか、格子、ルーバーまたは植栽などによる修景措置を工夫すること。 ● 塔屋は、建築物の意匠と一体的に考えるなど、調和のとれたすっきりとしたものとすること。 ● 物置および車庫等の附属建築物等を建築する場合、主たる建築物が勾配屋根で形成され、かつ、その附属建築物が主たる建築物より小さい場合にあっては、附属建築物の勾配屋根の規定について適用除外とする。この場合にあっては、配置、植栽など修景措置を工夫すること。																																																		
	色彩	● 基調となる色は、落ち着いた色彩とし、周辺景観との調和を図ること。 ● 外壁は、自然素材がもつ色を基調とすること。 ● 屋根および外壁の基調色は、マンセル表色系において次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>色相</th><th>明度</th><th>彩度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">屋根の色彩</td><td>5R～5Y</td><td>2～6</td><td>1以下</td></tr> <tr> <td>N(無彩色)</td><td>2～6</td><td>—</td></tr> <tr> <td rowspan="4">外壁の色彩</td><td rowspan="2">5R～10R</td><td>2～3</td><td>4以下</td></tr> <tr> <td>4～8</td><td>2以下</td></tr> <tr> <td>YR～5Y</td><td>2～8</td><td>4以下</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>2～8</td><td>1以下</td></tr> <tr> <td></td><td>N(無彩色)</td><td>2～9</td><td>—</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>色相</th><th>明度</th><th>彩度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">屋根の色彩</td><td>5R～5Y</td><td>2～6</td><td>1以下</td></tr> <tr> <td>N(無彩色)</td><td>2～6</td><td>—</td></tr> <tr> <td rowspan="4">外壁の色彩</td><td rowspan="2">5R～10R</td><td>2～3</td><td>4以下</td></tr> <tr> <td>2～8</td><td>4以下</td></tr> <tr> <td>YR～5Y</td><td>2～8</td><td>4以下</td></tr> <tr> <td>N(無彩色)</td><td>2～9</td><td>—</td></tr> </tbody> </table> ※漆喰、べんがら等の自然素材を使用する場合は、この限りでない。			色相	明度	彩度	屋根の色彩	5R～5Y	2～6	1以下	N(無彩色)	2～6	—	外壁の色彩	5R～10R	2～3	4以下	4～8	2以下	YR～5Y	2～8	4以下	その他	2～8	1以下		N(無彩色)	2～9	—		色相	明度	彩度	屋根の色彩	5R～5Y	2～6	1以下	N(無彩色)	2～6	—	外壁の色彩	5R～10R	2～3	4以下	2～8	4以下	YR～5Y	2～8	4以下	N(無彩色)	2～9
	色相	明度	彩度																																																	
屋根の色彩	5R～5Y	2～6	1以下																																																	
	N(無彩色)	2～6	—																																																	
外壁の色彩	5R～10R	2～3	4以下																																																	
		4～8	2以下																																																	
	YR～5Y	2～8	4以下																																																	
	その他	2～8	1以下																																																	
	N(無彩色)	2～9	—																																																	
	色相	明度	彩度																																																	
屋根の色彩	5R～5Y	2～6	1以下																																																	
	N(無彩色)	2～6	—																																																	
外壁の色彩	5R～10R	2～3	4以下																																																	
		2～8	4以下																																																	
	YR～5Y	2～8	4以下																																																	
	N(無彩色)	2～9	—																																																	

		5 旧城下町周辺地区	6 芹川周辺地区
		※全色相において彩度1未満の場合は、無彩色(N)の明度基準に準じる。 ●大規模な建築物は、圧迫感を軽減するため、3 階以上の上層階の外壁に低明度色の使用を避けること。 ●各壁面の見付面積の1/20 未満について、効果的なデザインの創出を目的に基調色のマンセル値以外の色彩をアクセント色として使用することができる。ただし、アクセント色は、2色以下とし、高さ15mを超える部分には、できる限り使用しないこと。アクセント色を使用する場合は、周辺における歴史的な建築物などとの調和に配慮すること。 ●色彩を組み合わせる場合は、建築物に落ち着きを持たせるため、その性質を十分考慮し、複数の色彩を使用することを避け、明度差を小さくすること。 ●建築物に付属する携帯基地局は、建築物と調和する色彩を用いること。	
	素材	●屋根は、和風感のある日本瓦またはこれと同等の風情を有するものとする。ただし、銅板葺きなどにあっては、周辺の建築物に調和するように配慮すること。 ●外壁は、旧城下町の景観に馴染む木材、土、石材等の自然素材やこれに模した素材を積極的に用いるよう工夫すること。 ●屋根や壁面などでは、冷たさを感じさせる素材、反射光のある素材を大部分にわたって使用することを避けること。	
敷地の緑化措置		●敷地内の空地には、できる限り多くの緑量を有する緑化措置を図ること。 ●道路に面する空地は、中高木や生垣による緑化に努めること。 ●緑化率は、敷地面積(敷地面積150㎡未満は除く。)の15%以上とすること。ただし、建蔽率が80%の地域にあっては、敷地面積の10%以上とすること。 ●旧城下町の景観を考慮し、周辺環境と調和した樹種とすること。	
工作物(門、柵、塀)の新設、増改築、外観を変更する修繕等		●周辺の景観に威圧感、圧迫感を与えない高さ、意匠とすること。 ●落ち着いた色彩で周辺景観および建築物との調和が得られるものとする。 ●外観部は、樹木(生垣)、木材、石材等の自然素材やこれに模した素材を積極的に取り入れるよう工夫すること。	
その他工作物の新設、増改築、外観を変更する修繕等		●視点場から彦根城(彦根山および天守等)の眺望ならびに彦根城からの眺望を阻害しない配置、規模および高さとする。 ●周辺の景観に威圧感、圧迫感を与えない高さ、意匠とすること。 ●すっきりとした形態および意匠とし、周辺景観や建物本体と調和する落ち着いた低彩度色とすること。 ●単独で携帯基地局の工作物を設置する場合の色彩は、周辺景観や背景と調和する落ち着いた低彩度色とすること。 ●樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。 ●金属製や光沢のあるものは、公共空間から目立たない位置に設けるか、樹木や和風感のある塀により必要に応じ修景措置を工夫すること。 ●付属施設は、建築物の意匠と一体的にするなど、周辺との調和に配慮すること。 ●その他の主な工作物は、「3) その他の主な工作物に関する景観形成基準」によること。	
土地の区画形質の変更		●のり面は、緑化措置(芝、低木などの植栽)を図ること。 ●やむを得ず擁壁等の構造物を設ける場合は、必要最小限とし、石材等の自然素材やこれに模したものを基調とすること。	
鉱物の掘採または土石類の採取		●道路その他の公共の場から容易に望見できないよう植栽または塀などで遮へい措置を図ること。 ●跡地の整正を行うとともに、緑化措置(芝、低木または中高木の植栽)を図ること。	
木竹の伐採		●木竹の伐採は、可能な限り小規模にすること。	

	5 旧城下町周辺地区	6 芹川周辺地区
	● 樹木の樹種、樹齢、樹形等の価値を調査し、木竹の伐採を検討すること。 ● 高さ10m以上または枝張り10m以上の樹木は、できる限り伐採しないこと。 ● 伐採を行った場合は、その周辺景観を良好に維持できるよう代替措置を図ること。	
屋外における土石、廃棄物、その他の物件の堆積	● 道路その他の公共の場から容易に望見できない位置に集積または貯蔵すること。または、敷地外周部などに植栽等の修景措置を図ること。	
水面の埋立て、または干拓	● 護岸は、できる限り石材等の自然素材を用いること。 ● のり面が生じる場合は、芝、低木および中高木の植栽等の緑化措置を図ること。	
太陽光発電設備	● 太陽光発電設備（ソーラーパネル）は、「4）太陽光発電設備の景観形成基準」にて、建築物と一体となるもの、建築物に付帯するもの、土地に自立して設置するもの（平面型、支柱型）の別に基準を示しているため、その基準によること。	

(※1) 視点場から眺望対象の範囲の内にいる敷地で建築計画の予定がある場合は、視点場から彦根城（彦根山および天守等）の眺望を阻害しない建築物高さであるか調査すること。

旧城下町周辺地区



幹線道路
沿線の風景



佐和山小学校
付近



ひこね芹川駅
付近

芹川周辺地区



けやき道と
桜並木

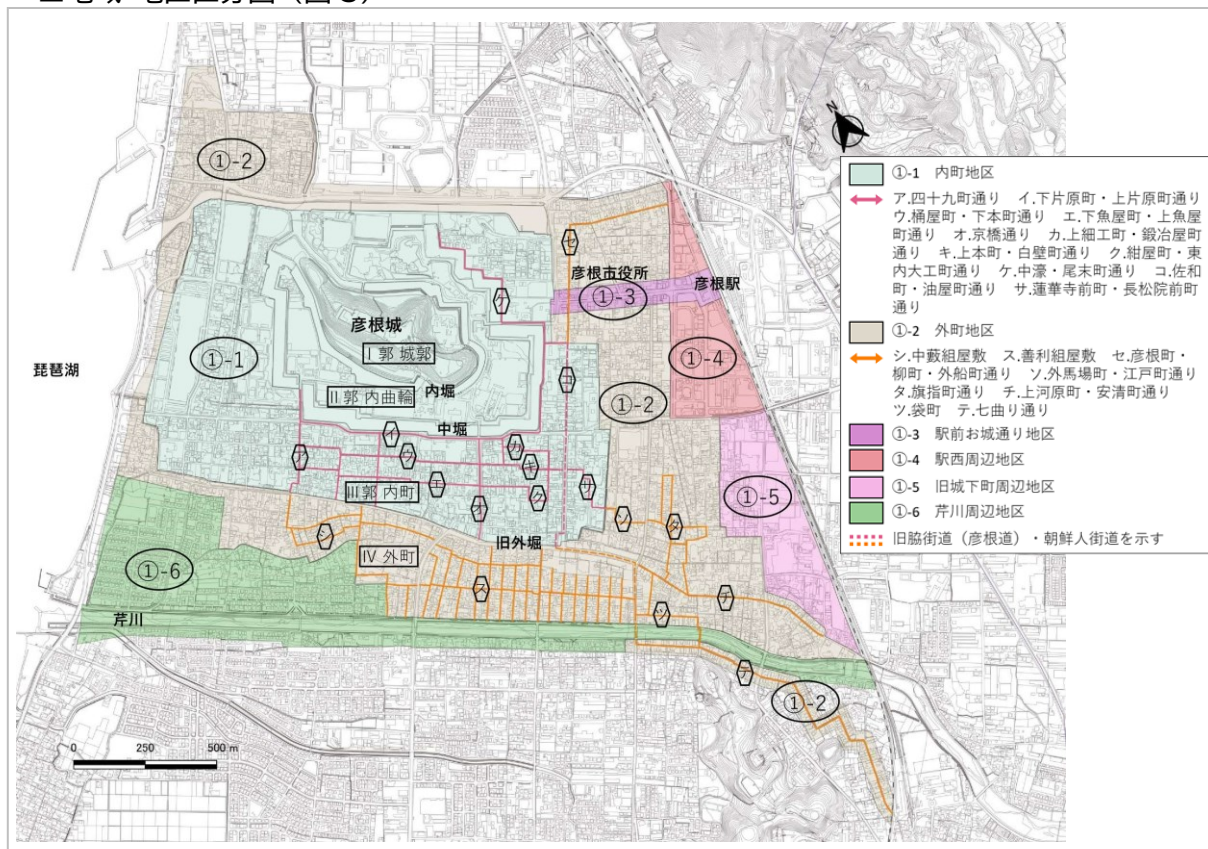


芹川と
住宅街

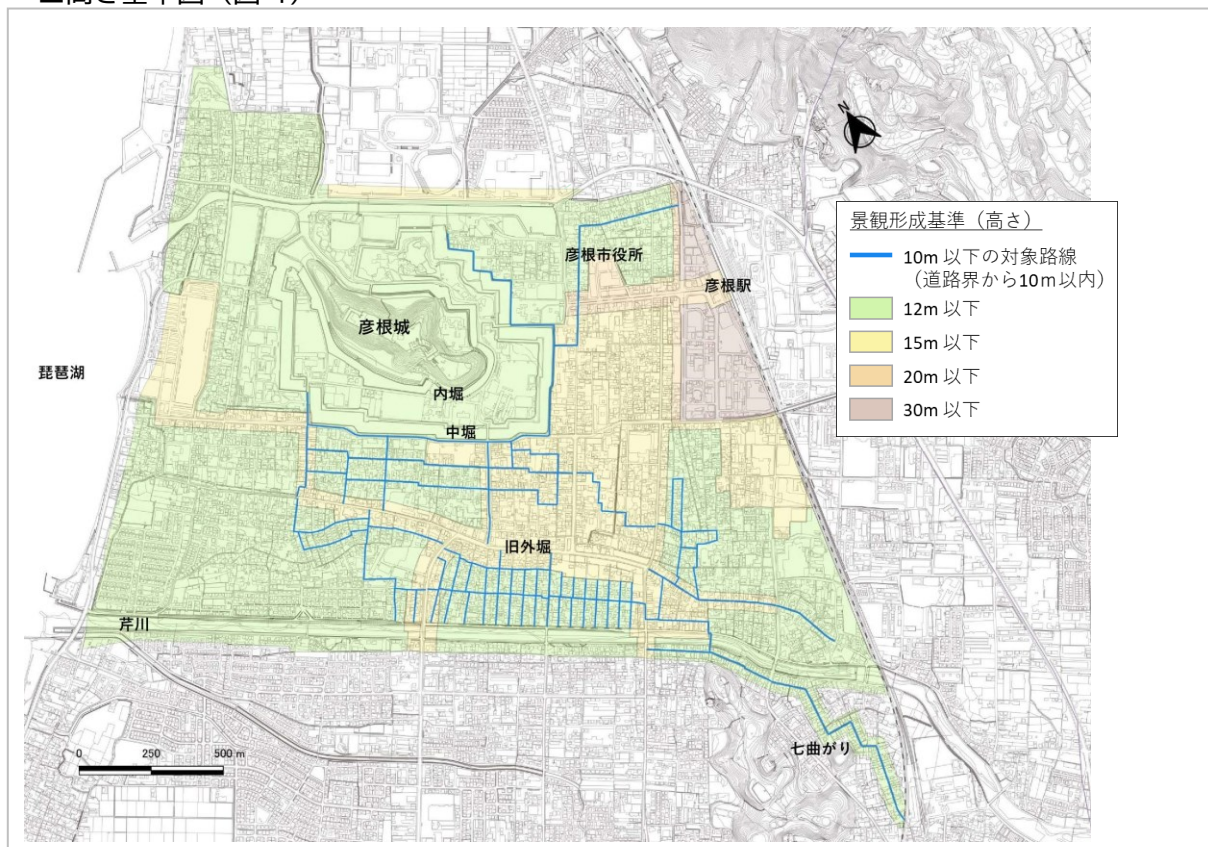


住宅街の
風景

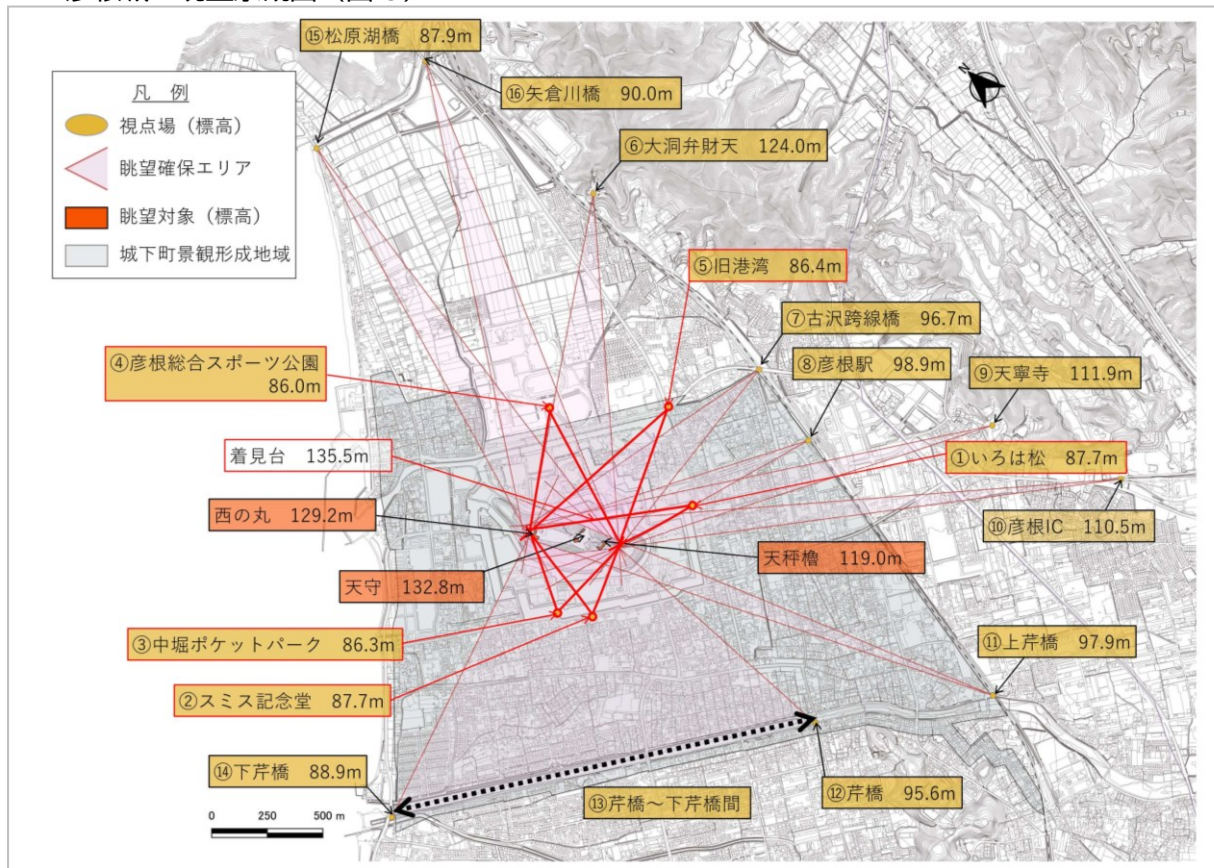
■地域・地区区分図（図 3）



■高さ基準図（図 4）



■彦根城の眺望景観図（図5）



上記の視点場からの眺望確保エリア内では、彦根城への眺望景観を保全するため、建築物・工作物の配置、高さ等に配慮が必要です。

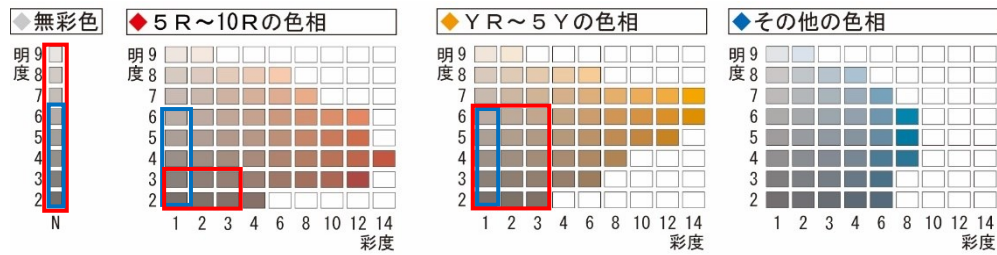
<建築物・工作物配置の配慮イメージ>



視点場の眺望写真

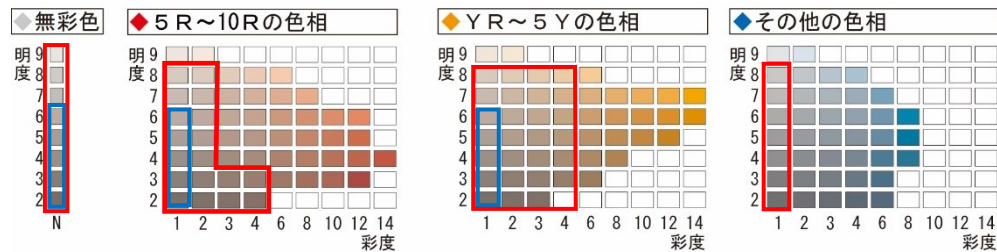


■1内町地区、2外町地区の色彩基準



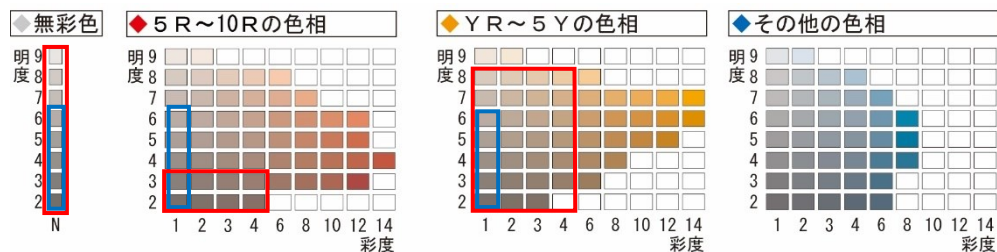
- 屋根** 色相 5R~10R: 明度 2~6/彩度 1 以下
YR~5Y: 明度 2~6/彩度 1 以下
無採色 N2~N6
※彩度 1 未満の場合は、N の明度基準に準ずる
- 外壁** 色相 5R~10R: 明度 2~3/彩度 3 以下
YR~5Y: 明度 2~6/彩度 3 以下
無採色 N2~N9
※漆喰、べんがら等の自然素材を使用する場合はこの限りでない
※彩度 1 未満の場合は、N の明度基準に準ずる

■3駅前お城通り地区、4駅西周辺地区、5旧城下町周辺地区の色彩基準



- 屋根** 色相 5R~10R: 明度 2~6/彩度 1 以下
YR~5Y: 明度 2~6/彩度 1 以下
無採色 N2~N6
※彩度 1 未満の場合は、N の明度基準に準ずる
- 外壁** 色相 5R~10R: 明度 2~3/彩度 4 以下
明度 4~8/彩度 2 以下
YR~5Y: 明度 2~8/彩度 4 以下
その他: 明度 2~8/彩度 1 以下
無採色 N2~N9
※漆喰、べんがら等の自然素材を使用する場合はこの限りでない
※彩度 1 未満の場合は、N の明度基準に準ずる

■6芹川周辺地区の色彩基準



- 屋根** 色相 5R~10R: 明度 2~6/彩度 1 以下
YR~5Y: 明度 2~6/彩度 1 以下
無採色 N2~N6
※彩度 1 未満の場合は、N の明度基準に準ずる
- 外壁** 色相 5R~10R: 明度 2~3/彩度 4 以下
YR~5Y: 明度 2~8/彩度 4 以下
無採色 N2~N9
※漆喰、べんがら等の自然素材を使用する場合はこの限りでない
※彩度 1 未満の場合は、N の明度基準に準ずる

3)その他の主な工作物に関する景観形成基準

その他の主な工作物の景観形成基準は、以下のとおりです。

■重点地区(景観形成地域)のうち、城下町景形成地域、旧松原内湖景観形成地域、佐和山風致景観形成地域

	景観形成基準
擁壁の新設、増築または改築	●道路に面して設ける場合は、できる限り低いものとする。 ●できる限り石材等の自然素材を用い、これにより難しい場合は、これに模したものとすること。これらの素材を用いることができない場合は、修景緑化等の措置を図ること。
煙突またはごみ焼却施設、アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱その他これらに類するもの 記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの 高架水槽の新設、増築または改築	●敷地境界線からできる限り多く後退すること。 ●原則として、道路から2m以上後退すること。 ●敷地内に生育する樹林は、できる限り残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめること。 ●樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できる限りその周辺に移植すること。移植後は、十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。 ●できる限りすっきりとした形態および意匠とするとともに、けばけばしい色彩とせず、周辺景観になじむものとする。 ●常緑の中高木を取り入れた樹木により、必要に応じて修景緑化を図ること。 ●道路から後退してできる空地には、特に緑化に努めること。 ●植栽は、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。
彫像その他これに類するものの新設、増築または改築	●敷地境界線からできる限り多く後退すること。 ●原則として、道路から2m以上後退すること。ただし、芸術性および公共性があり、周辺の景観との調和が図れるもの等は、この限りでない。 ●樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。 ●原則として、周辺景観になじむ形態および意匠とするとともに、けばけばしい色彩としないこと。これにより難しい場合は、道路から容易に望見できないよう遮へい措置を図ること。ただし、芸術作品展等の開催に伴い一時的に設置されるものは、この限りでない。 ●周辺景観との調和を図るため、修景緑化を図ること。 ●道路から後退してできる空地には、特に緑化に努めること。 ●植栽は、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。
汚水または排水を処理する施設の新設、増築または改築	●敷地境界線からできる限り多く後退すること。 ●原則として、道路から2m以上後退すること。 ●敷地内に生育する樹林は、できる限り残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめること。 ●樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できる限

	景観形成基準
	りその周辺に移植すること。移植後は、十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。 ● 平滑な大壁面が生じないよう、陰影効果に配慮するとともに、外部に設ける配管類をできる限り目立ちにくくすること。 ● けばけばしい色彩とせず、できる限り落ち着いた色彩で周辺景観との調和が得られるものとする。 ● 敷地外周部は、緑化を図り、容易に望見できないようにすること。 ● 常緑の中高木を取り入れた樹木により、修景緑化を図ること。 ● 道路から後退してできる空地には、特に緑化に努めること。 ● 植栽は、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。
メリーゴーランド、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設の新設、増築または改築	● 敷地境界線からできる限り多く後退すること。 ● 原則として、道路から2m以上後退すること。 ● 敷地内に生育する樹林は、できる限り残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめること。 ● 樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できる限りその周辺に移植すること。移植後は、十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。 ● 敷地面積が 1.0 ヘクタール以上であるもの(都市計画法第8条に規定する用途地域内のものを除く。)にあっては、原則として、その敷地面積の20%以上を緑化すること。 ● 敷地外周部には、施設の規模に応じた樹木により、周辺景観との緩衝帯となる植栽を行うこと。 ● 道路から後退してできる空地には、特に緑化に努めること。 ● 植栽は、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。
アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設 石油、ガス、LPG、穀物、飼料等を貯蔵する施設その他これらに類する施設の新設、増築または改築	● 敷地境界線からできる限り多く後退すること。 ● 原則として、道路から2m以上後退すること。 ● 敷地内に生育する樹林は、できる限り残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめること。 ● 樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できる限りその周辺に移植すること。移植後は、十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。 ● できる限り壁面、構造等の意匠が周辺景観になじむよう配慮するとともに、外部に設ける配管類をできる限り目立ちにくくすること。 ● けばけばしい色彩とせず、できる限り落ち着いた色彩で周辺景観との調和が得られるものとする。 ● 敷地面積が 1.0 ヘクタール以上であるもの(都市計画法第8条に規定する用途地域内のものを除く。)にあっては、原則として、その敷地面積の20%以上を緑化すること。 ● 常緑の中高木を主体とする樹木により、施設の規模に応じた修景緑化を図ること。 ● 道路から後退してできる空地には、特に緑化に努めること。

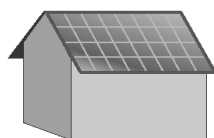
	景観形成基準
	● 植栽は、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。
電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路(その支持物を含む。)の新設、増築または改築	● 鉄塔は、原則として、道路沿いには設置しないこと。やむを得ず設置する場合は、道路からできる限り後退して設けること。 ● 電柱は、できる限り整理統合を図るとともに、極力目立たない位置となるよう配慮すること。また、できる限り道路の路面には設置しないよう努めること。 ● 形態の簡素化を図ること。 ● 色彩は、周辺景観や背景と調和する落ち着いた低彩度色とすること。 ● 鉄塔の基部周辺は、できる限り修景緑化を図ること。

4) 太陽光発電設備の景観形成基準

太陽光発電設備の景観形成基準については、以下に示します。なお、景観形成基準は、重点地区（景観形成地域）、一般地区（景観ゾーン）で共通とします。

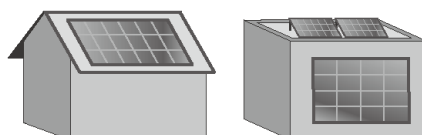
(1) 建築物と一体となる太陽光発電設備等の新築、増築または改築

項目	景観形成基準
意匠	● 屋根材または外壁材として一体で設置する場合は、その他の屋根材または外壁材の意匠について、周辺景観を含めて太陽光発電設備等との調和を考慮すること。 ● 公共空間から望見しにくい形での設置に努めること。 ● 周囲への反射光の影響をできる限り低減するよう配慮すること。
色彩	● パネルを設置する場合は、黒または濃紺もしくは低彩度・低明度の色彩とし、低反射でできる限り模様が目立たないものとする。 ● 太陽光発電設備等を外壁に設置する場合は、他の外壁についても、太陽光発電設備等および周辺景観と調和した色彩とすること。 ● 付属する配管等の設備は、建築物と一体とする、または建築物の色彩と調和したものとする。



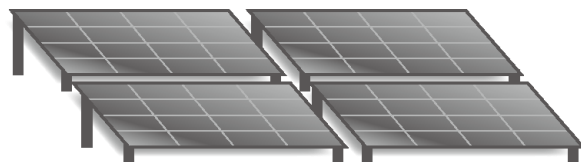
(2) 建築物に付帯する太陽光発電設備等の新築、増築または改築

項目	景観形成基準
形態	● 勾配屋根に別途設置する場合は、太陽光発電設備等の最上部が当該建築物の棟を超えないものとし、できる限り屋根に密着させること。 ● 陸屋根に別途設置する場合は、最上部をできる限り低くし、端部からできる限り後退したものとする。ただし、これにより難しい場合は、ルーバー等の目隠し措置を講じ、建築物本体および周辺景観との調和に配慮したものとする。 ● 壁面に別途設置する場合は、当該壁面の外縁部より外側に太陽光発電設備等がはみ出ないようにすること。
意匠	● 公共空間から望見しにくい形での設置に努めること。 ● 周囲への反射光の影響をできる限り低減するよう配慮すること。
色彩	● パネルを設置する場合は、黒または濃紺もしくは低彩度・低明度の色彩とし、低反射でできる限り模様が目立たないものとする。 ● 太陽光発電設備等を外壁に設置する場合は、他の外壁についても、太陽光発電設備等および周辺景観と調和した色彩とすること。 ● 付属する配管等の設備は、建築物と一体とする、または建築物の色彩と調和したものとする。



(3)土地に自立して設置する太陽光発電設備等(平面型)の新設、増築または改築

項目	景観形成基準
色彩	● パネルを設置する場合は、黒または濃紺もしくは低彩度・低明度の色彩とし、低反射でできる限り模様が目立たないものとする。 ● 付属設備は、周辺景観と調和した色彩とすること。
植栽等	● 周辺景観等に影響がある場合は、植栽等による目隠し措置を図ること。 ● 最上部は、できる限り目隠し措置の高さより低くすること。 ● 敷地内に生育する樹林は、できる限り残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要が生じたときは、必要最小限にとどめること。 ● 樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できる限りその周辺に移植すること。移植後は、十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。 ● 常緑の中高木を取り入れた樹木により、修景緑化を図ること。 ● 道路から後退してできる空地には、特に緑化に努めること。 ● 植栽は、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。
その他	● 主要な視点場や主要な道路から見た場合に、その眺望対象の景観を阻害しないよう配置の工夫や植栽等により修景措置を図ること。 ● 山稜線、丘陵地または高台での設置は避けること。 ● 敷地境界線(道路、法定外公共物との境界線を含む。)からできる限り多く後退すること。なお、原則として、道路から2m以上後退すること。 ● 平滑な大壁面が生じないよう、陰影効果に配慮するとともに、外部に設ける配管類をできる限り目立ちにくくすること。 ● 周囲への反射光の影響を低減するよう配慮すること。 ● 土地の形状を踏まえ、周囲に違和感や威圧感を与えないよう勾配に配慮し設置すること。



(4)土地に自立して設置する太陽光発電設備等(支柱型)の新設、増築または改築

項目	景観形成基準
色彩	● パネルを設置する場合は、黒または濃紺もしくは低彩度・低明度の色彩とし、低反射でできる限り模様が目立たないものとする。 ● 付属設備は、周辺景観と調和した色彩とすること。
植栽等	● 敷地内に生育する樹林は、できる限り残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめること。 ● 樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できる限りその周辺に移植すること。移植後は、十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。 ● 常緑の中高木を取り入れた樹木により、必要に応じて修景緑化を図ること。 ● 道路から後退してできる空地には、特に緑化に努めること。 ● 植栽は、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。
その他	● 主要な視点場や主要な道路から見た場合に、その眺望対象の景観を阻害しないよう配置の工夫や植栽等により修景措置を図ること。 ● 山稜線、丘陵地または高台での設置は避けること。 ● 敷地境界線(道路、法定外公共物との境界線を含む。)からできる限り多く後退すること。なお、原則として、道路から2m以上後退すること。 ● できる限りすっきりとした形態および意匠とするとともに、けばけばしい色彩とせず、周辺景観になじむものとする。 ● 周囲への反射光の影響を低減するよう配慮すること。 ● 土地の形状を踏まえ、周辺に違和感や威圧感を与えないよう勾配に配慮し設置すること。

